

【医療保険】

利用負担割合	医療保険負担割合	
訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	看護師による訪問 週 3 日目まで 5,500 円／日 週 4 日目以降 6,550 円／日	
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	在宅療養に備えて一時的に外泊される場合 8,500 円／回（入院中 1 回限り）	
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問 7,710 円／月 月の 2 日目以降の訪問 単一建物居住利用者が 20 人未満 3,010 円／日	
訪問看護情報提供療養費	① 市町村からの求めに応じて訪問看護の状況を情報提供した場合 ② 医療機関等に入院入所する際、利用者の同意を得て訪問看護の情報を提供した場合 1,500 円／月（月 1 回限り）	
加算	24 時間対応体制加算	電話等への常時対応、緊急訪問できる体制にあり、利用者の同意を得た場合。看護業務負担軽減のための取り組みを行った場合。 6,800 円／月
	緊急訪問看護加算	利用者・家族等の求めに応じて緊急訪問を行った場合 (イ) 月 14 日まで 2,650 円/日 1 回 (ロ) 月 15 日以降 2,000 円/日 1 回
	特別管理加算	重症度の高い状態（①又は②の状態） 5,000 円／月 ① 悪性腫瘍指導管理又は気管切開患者指導管理を受けている状態 ② 気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態 ③～⑥の状態 2,500 円／月 ③ 腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法（鼻腔）、自己導尿、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理又は肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ④ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ⑤ 真皮を越える褥創の状態 ⑥ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態
	退院時共同指導加算	退院時カンファレンスを実施した場合 初回訪問時 8,000 円
	特別管理指導加算	特別管理加算対象の利用者に対し、退院前カンファレンスを行った場合 初回訪問時 2,000 円
	退院支援指導加算	厚生労働省が定める疾病等の利用者又は退院当日の訪問看護が必要であると認められた者に退院当日訪問し療養上の指導を行った場合 90 分以内の場合 6,000 円 90 分を超えた場合 8,000 円

加算	夜間・早朝訪問看護加算・深夜訪問看護加算	夜間・早朝・深夜で利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合 夜間（18 時～22 時）・早朝（6 時～8 時） 2,100 円 深夜（22 時～6 時） 4,200 円
	長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者又は特別訪問看護指示書を受けている利用者で 1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合 5,200 円／回（原則、週 1 回限り）
	複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者に対し、看護師 2 人以上で看護を行った場合 ① 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 ② 特別管理加算の対象者 ③ 特別訪問看護指示書による指定訪問看護を受けている者 ④ 暴力行為、迷惑行為、器物破損行為等が認められる者 4,500 円／回（週 1 回）
	難病等複数回訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、1 日に複数回訪問した場合 1 日に 2 回 4,500 円 1 日に 3 回以上 8,000 円
	訪問看護ターミナルケア療養費 1	「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、ターミナルケアを行った場合 ① 死亡日及び、死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 ② ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合 25,000 円
	在宅患者連携指導加算	利用者の同意のもと、医療機関、歯科、薬局と文書等により情報共有し、看護師がそれを踏まえた指導を行った場合 3,000 円／月 1 回に限り
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	医師の求めにより医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員、看護師等が患者宅を訪問し、カンファレンスに参加し、必要な指導を行った場合 2,000 円／月 2 回に限り
	訪問看護医療 DX 情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得し、計画的な管理を行った場合。 50 円/月

